

(Ⅱ-1 女性に対するあらゆる暴力の根絶関係)

(1) ワンストップ支援センターの設置促進について

<性犯罪への対策の推進>

○性犯罪・性暴力の被害者をワンストップで支援するためのセンターの設置は、早急に取り組むべき重要課題の一つ。

⇒第4次男女共同参画基本計画の成果目標の期限である平成32年を待たずに、早急に各都道府県に最低1か所のワンストップ支援センターの設置が必要。

平成27年11月；25都道府県 → 平成28年4月；29都道府県 → 平成29年4月；38都道府県

(参考1)性犯罪・性暴力被害者支援交付金〔内閣府(新規)。平成29年度予算 約1.6億円〕

交付対象:「相談センターの運営に要する経費等」、「被害者の医療費等」等

(参考2)「ワンストップ支援センター」の未設置県(9県。平成29年4月現在)

岩手県、秋田県、富山県、石川県、山梨県、静岡県、奈良県、愛媛県、高知県

(2) 「AV出演強要問題、JKビジネス問題」、ストーカー事案、配偶者等からの暴力への対策の推進等 について

○平成29年3月、専門調査会報告書「若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題～いわゆる「JKビジネス」及びアダルトビデオ出演強要の問題について～」を公表 ⇒フォローアップ

○ストーカー事案、配偶者等からの暴力への対策の推進など。